

第 29 回川西町農業委員会総会

日時：令和 4 年 6 月 27 日

午後 3 時 30 分から

場所：川西町役場 中会議室

報 告

報告第 61 号 非農地証明の結果報告について

議 事

議第 158 号 農業委員会の令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価
並びに令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について

議第 159 号 農地の権利取得後における下限面積基準の設定について

非農地証明の結果報告について

別紙のとおり

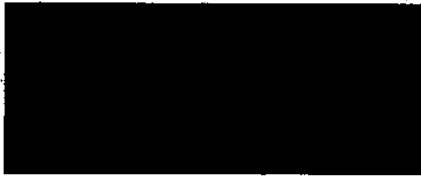


非農地証明願

令和 4 年 5 月 26 日

川西町農業委員会会長 大沼 藤 一 殿

住所
願人
氏名



下記の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地に該当しないことを証明願います。

記

1 土地の表示

大字	字	地番	地目	面積	所有者名	備考
小松	西留塚	272	畑	91		
小松	西留塚	289	畑	209		
	以下余白					

2 非農地となった時期及び事由

(1) 農地法の届出又は許可を受けている場合（農地法第4、5条、転用制限例外等）

ア. 許可等の年月日

年 月 日付 第 号

イ. 許可等の種類

農地法第4条 届出 許可 農地法第5条 届出 許可

ウ. 許可等の内容

譲受人	住所	氏名
譲渡人	住所	氏名

許可の目的	建築物等の名称	棟数	面積	備考

(2) その他の場合

時期	平成30年頃	現況	雑種地
事由	平成30年頃から畑としての利用をしてから現在に至る		

調査員の意見

(令和 4 年 6 月 16 日)

現地調査の結果上記のとおり相違ありません。

農業委員

氏名 後藤 満良
氏名 勝見 和彦
氏名

農業委員会事務局職員

氏名 竹田 智弘
氏名

上記の土地は、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地に該当しないことを証明する。

令和 4 年 6 月 16 日

川西町農業委員会会長 大沼 藤



(添付書類) ※申請書2部提出、添付資料1部提出

- 1 土地の所在を示す案内図、見取図及び当該地の登記事項証明書、字限図
- 2 農地法の許可等を受けている場合は、許可書の原本又は写し
- 3 その他、農地性を失ったことを証する資料（20年以上経過要件確認、建物の名寄せなど）
- 4 現況を確認できる写真



非農地証明願

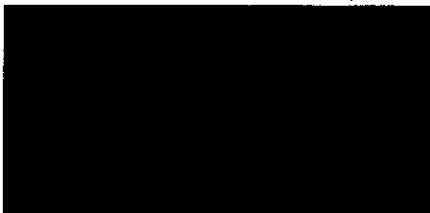
令和 4 年 5 月 26 日

川西町農業委員会会長 大沼藤一 殿

住所

願人

氏名



下記の土地について、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地に該当しないことを証明願います。

記

1. 土地の表示

大字	字	地番	地目	面積	所有者名	備考
小松	西留塚	286-2	畑	527		
	以下余白					

2 非農地となった時期及び事由

(1) 農地法の届出又は許可を受けている場合(農地法第4、5条、転用制限例外等)

ア. 許可等の年月日

年 月 日付 第 号

イ. 許可等の種類

農地法第4条 届出 許可 農地法第5条 届出 許可

ウ. 許可等の内容

譲受人	住所	氏名
譲渡人	住所	氏名

許可の目的	建築物等の名称	棟数	面積	備考

(2) その他の場合

時期	平成30年頃	現況	雑種地
事由	平成30年頃から畑としての利用をしておらず現在に至る。		

調査員の意見

(令和 4 年 6 月 16 日)

現地調査の結果上記のとおり相違ありません。

農業委員

氏名 後藤 満良
氏名 勝見 和彦
氏名

農業委員会事務局職員

氏名 竹田 智弘
氏名



上記の土地は、農地法第2条に規定する農地又は採草放牧地に該当しないことを証明する。

令和 4 年 6 月 16 日

川西町農業委員会会長 大沼藤一



(添付書類) ※申請書2部提出、添付資料1部提出

- 1 土地の所在を示す案内図、見取図及び当該地の登記事項証明書、字限図
- 2 農地法の許可等を受けている場合は、許可書等の原本又は写し
- 3 その他、農地性を失ったことを証する資料(20年以上経過要件確認、建物の名寄板など)
- 4 現況を確認できる写真

農業委員会の令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 並びに令和4年度最適化活動の目標の設定等について

農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付け20経営第5791号経営局長通知）に基づく令和3年度の点検・評価及び農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付け3経営第2584号経営局長通知）に基づく令和4年度最適化活動の目標の設定等を作成したので審議を求める。

令和 4年 6月27日 提 出

川西町農業委員会会長 大 沼 藤 一

令和 年 月 日 議 決

記

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

..... 別紙のとおり

令和4年度最適化活動の目標の設定等

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：山形県
農業委員会名：川西町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	畑			計
	田	普通畑	樹園地	
耕地面積	4,440.0	482.0	0.0	4,920.0
経営耕地面積	4,311.0	121.0	18.0	4,450.0
遊休農地面積	0.3	1.2	0.0	1.5
農地台帳面積	4,687.7	515.1	0.0	5,202.8

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,117
自給的農家数	280
販売農家数	837
主業農家数	243
準主業農家数	134
副業的農家数	463

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業就業者数
女性	1,345
40代以下	383

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	277
基本構想水準到達者	80
認定新規就農者	10
農業参入法人	28
集落営農経営	30
特定農業団体	0
集落営農組織	30

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5 年 3 月 18 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	-	6
認定農業者に準ずる者	-	1
女性	-	2
40代以下	-	0
中立委員	-	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	16	16	7

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4,920 ha	3,226 ha	65.6%
課 題	担い手の高齢化が進む中、農地の移動は加速傾向にあるが、米制策の改革により担い手の減少が懸念される。団地化等農地の効率的利用を図るとともに経営改善に向けた取り組みが必要。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
3,300 ha	3,367 ha	141 ha	102.0%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理機構への集積促進を図る。 川西町人・農地プラン検討会の開催(9月、1月) 農地中間管理事業集積時期(11月、3月)
活動実績	川西町人・農地プラン検討会の開催 第1回 令和3年9月22日(プラン更新:11地区) 第2回 令和4年1月18日(プラン更新:9地区) 農地中間管理事業集積実績 11月集積 56件 322筆 70.4ha 3月集積 86件 106筆 27.6ha

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのが等詳細かつ具体的に記入。

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	当初掲げた集積目標を達成することができた。認定農業者が減少傾向にあり担い手への集積が難しい状況にあるが、各プランの活動による成果である。
活動に対する評価	ほぼ計画通り実施され、各プランの活発な活動により、効率的な担い手への集積につながった。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成30年度新規参入者数 4 経営体	令和元年度新規参入者数 2 経営体	令和元年度新規参入者数 3 経営体
	平成29年度新規参入者 が取得した農地面積 17.1 ha	平成30年度新規参入者 が取得した農地面積 38.4 ha	令和元年度新規参入者 が取得した農地面積 89.7 ha
課題	権利移動を伴う農地の貸借、所有権移転は、下限面積の要件等を満たす必要があり、営農計画の充実が求められる。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況②/①×100
3 経営体	3 経営体	100%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況④/③×100
20.0 ha	47.3 ha	237%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	相談体制を充実させ、関係機関との連携を図り、新規参入支援を行う。 新規参入者に対する審査会を開催し、営農計画の実効性を審査する。
活動実績	新規参入の審査会の開催(2回) 令和3年8月25日、令和4年3月25日

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入目標は達成できた。実績面積が大きいのは、2法人が設立されたことによるもの。
活動に対する評価	新規参入の審査会は、農業委員・農地利用最適化推進委員も参加し、新規参入者への意識付けにつながった。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	4,920 ha	1.0 ha	0.02%
課題	所有者不在、未相続農地の取り扱いや遊休農地所有者への指導の徹底。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
0.5 ha	0.1 ha	19.7%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
農地の利用状況調査	調査方法	30 人	8月～9月	10月～12月
		①農地利用最適化推進委員による担当地区内の遊休農地の調査・確認。 ②上記調査内容を事務局で精査し、農業委員、農地利用最適化推進委員とともに現地確認を行う。		
農地の利用意向調査	調査実施時期	10月～12月		
その他の活動				
農地の利用状況調査	調査員数(実数)	28 人	8月26日、27日	9月～10月
		調査実施時期 11月～1月 調査結果取りまとめ時期 1月～2月		
農地の利用意向調査	調査数:	第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		36 筆	筆	筆
その他の活動	調査面積:	1.5 ha	ha	ha
		調査面積:		

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	具体的な解消には至らなかった。
活動に対する評価	農地利用最適化推進委員の設置により、より詳細に調査することができた。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	4,920 ha	0 ha
課 題	違反転用につながる不法投棄、目の届きにくい場所の監視。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	農地パトロールと同時に違反転用の早期発見を行い、未然に防止する。
活動実績	農業委員、農地利用最適化推進委員からの情報を収集しながら、農地パトロール時に調査を行った。農地パトロールは8月に地区ごと2日間実施。
活動に対する評価	農地パトロールと同時に実施することで効率的に進められた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 112 件、うち許可 112 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	申請書類の確認及び農地利用最適化推進委員による現地確認、申請者からの聞き取りを実施している。
	是正措置	
総会等での審議	実施状況	農地利用最適化推進委員の現地確認に基づく農業委員の報告、関係法令、審査基準等議案ごとに審議している。
	是正措置	
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 112 件
	是正措置	不許可処分理由の詳細を説明した件数 0 件
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を作成し、閲覧及びホームページで公表している。
	是正措置	
処理期間	実施状況	標準処理期間 25日
	是正措置	申請書受理から 25日 処理期間(平均) 20日

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 29 件)

点検項目		具体的な内容
事実関係の確認	実施状況	2名の農業委員と事務局職員による書類審査及び現地確認を実施している。
	是正措置	
総会等での審議	実施状況	許可基準に基づき、事業内容、立地基準等について総合的に審議している。
	是正措置	
審議結果等の公表	実施状況	総会議事録を作成し、閲覧及びホームページで公表している。
	是正措置	
処理期間	実施状況	標準処理期間 45 日
	是正措置	申請書受理から 45日 処理期間(平均) 45日

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	20 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	20 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	法人
	提出しなかった理由	
	対応方針	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを催告した農地所有適格法人数 0 法人	
対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸貸借件数 1,367 件 公表時期 令和 4年 3月
	是正措置	情報の提供方法: ホームページ
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 430 件 取りまとめ時期 令和 4年 3月
	是正措置	情報の提供方法: 統計調査報告
農地台帳の整備	整備対象農地面積	4,920 ha
	実施状況	データ更新: 権利移動、相続の届出等毎月更新している。
	是正措置	公表:

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p style="text-align: center;">〈要望・意見〉</p> <p style="text-align: center;">〈対処内容〉</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p style="text-align: center;">〈要望・意見〉</p> <p style="text-align: center;">〈対処内容〉</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

令和4年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 山形県

農業委員会名： 川西町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和 2 年 3 月 19 日

任期満了年月日 令和 5 年 3 月 18 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	10	10
認定農業者	-	6
認定農業者に準ずる者	-	1
女性	-	2
40代以下	-	0
中立委員	-	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	16	16	7

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	1,117
農業経営体数	871

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	1,137
女性	353
40代以下	

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	277
基本構想水準到達者	80
認定新規就農者	10
農業参入法人	28
集落営農経営	30
特定農業団体	0
集落営農組織	30

※農業委員会調べ

単位:ha

耕地面積	畑			計
	田	普通畑	樹園地、牧草畑	
4,440	482	0	0	4,920

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A) 4,920 ha	これまでの集積面積(B) 3,367 ha	集積率(B)/(A) 68.4 %
課題	担い手の高齢化が進む中、農地の移動は加速傾向にあるが、米制策の改革により担い手の減少が懸念される。団地化等農地の効率的利用を図るとともに経営改善に向けた取り組みが必要。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	令和5年度	年度集積率	80.0 %
今年度の新規集積面積	133 ha	農地面積(C)	4,920 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	3,500 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	71.1 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の取組とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況			
現状	1号遊休農地面積		うち黄区分の遊休農地面積
	1.5 ha	1.5 ha	0.0 ha
課題	所有者不在、未相続農地の取り扱いや遊休農地所有者への指導の徹底。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	1.5 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.3 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	0 ha
--------------------------	------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha
---------------------------	----

(3)新規参入の促進
①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者
	2 経営体	3 経営体	3 経営体
	38.4 ha	89.7 ha	47.3 ha
課題	権利移動を伴う農地の貸借、所有権移転は、下限面積の要件等を満たす必要があり、営農計画の充実が求められる。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	174.9 ha	203.6 ha	188.6 ha	189.0 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	19.0 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づき許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う 農業委員の人数	10 人
		農地利用最適化推進委員の 人数	16 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	--------

取組時期	取組項目	強化月間の内容
7月	農地の集積	農地中間管理機構への農地集積のための各人・農地プランにおける農地の出し手の洗い出しとマッチング調整活動の支援
9月	遊休農地の解消	利用状況調査に基づく緑区分の遊休農地解消のための農地所有者への働きかけ
11月	農地の集積	農地中間管理機構への農地集積のための各人・農地プランにおける農地の出し手の洗い出しとマッチング調整活動の支援

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	--------

開催時期	11月ごろ	相談会名
参加者数		開催場所
相談会の内容	関係機関が実施する相談会の実施状況を勘案しながら決定する。	
開催時期		相談会名
参加者数		開催場所
相談会の内容		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

議第 159 号

農地の権利取得後における下限面積基準の設定について

農地法第3条第2項第5号の規定により、農地の権利取得後における下限面積の基準の検討を行った結果、本町全域の下限面積を30アールにしたので審議を求める。

令和4年6月27日 提 出

川西町農業委員会会長 大 沼 藤 一

令和 年 月 日 議 決

記

提案理由

平成30年6月25日開催の第17回農業委員会総会で決定した農地法施行規則第17条第1項に規定する別段の面積を継続するため。